

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和2年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 239,066 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,954,863 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分)千円
社会福祉	障害者福祉事業	807,055	42,212
	高齢者福祉事業	175,287	18,915
	児童・母子福祉事業	750,894	40,204
	その他事業	34,640	4,382
	小計	1,767,876	105,713
社会保険	介護保険事業	362,179	46,646
	国民健康保険事業	200,318	11,932
	小計	562,497	58,578
保健衛生	医療対策事業	546,607	64,252
	疾病予防対策事業	62,532	8,743
	健康増進対策事業	15,351	1,780
	小計	624,490	74,775
合計	2,954,863	239,066	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。